

擁壁の安全確保についてのお知らせ

お宅の擁壁は大丈夫ですか？



出典：土木学会東日本大震災被害調査団緊急地震被害調査報告書

— 我が家の宅地を災害から守るために —

宅地をめぐる災害は、我が家の宅地の中だけで起こることもあれば、我が家の宅地の被害がご近所に影響を及ぼすことや、お隣の被害が我が家の宅地に及ぶこともあります。このような宅地をめぐる被害を防ぎ被害を減らすためには、住民の皆様ひとりひとりが宅地をめぐる災害について身近な問題であることを認識し、必要な準備や対策を行うことが大切です。

擁壁とは、高低差のある傾斜地などで斜面の土砂を保護し、がけ崩れを防止するために造られる構造物で、土圧等を安全に支えるものです。

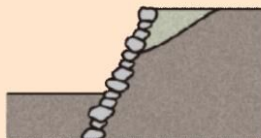
擁壁の代表的なタイプとして鉄筋コンクリート擁壁、間知ブロック積み擁壁などがあり、適切に設計・施工されていれば、長期間にわたり土圧等を安全に支え続けることができます。

— お家の擁壁は安全ですか？ —

次に示すような構造の場合は、安全が確認できない場合があります。注意が必要です。

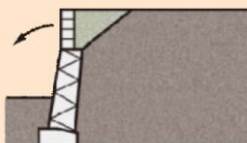
- 石を積み重ねただけなど、コンクリートで一体化していない擁壁（空積み擁壁）

※ 高さが高くなるほど不安定になります。



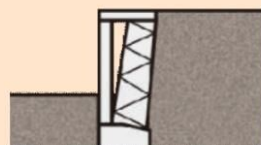
玉石積み擁壁

- ブロックなどで継ぎ足して造られた擁壁（増し積み擁壁）



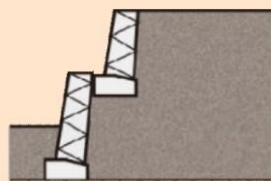
増し積み擁壁

- 擁壁の上部に床版を張り出して設けてあるもの（張出し床版付擁壁）



張出し床版付擁壁

- 擁壁のすぐ上に別の擁壁が設けられているもの（二段擁壁）



二段擁壁

出典：国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル

また、次のような変状が現れている場合は、老朽化などにより強度が不足しているおそれがあり注意が必要です。



出典：国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル

— 擁壁の維持管理について —

擁壁の安全が確認できない場合や、老朽化などにより強度が不足している場合は、倒壊などのおそれがあります。擁壁が傾いたり倒壊したりすると、宅地や建物に被害を与えると同時に、隣地へ影響を及ぼすこともあります。

自分の家や隣地に被害を出さないために、擁壁の点検を定期的に行いましょう。

点検方法はこちらを参考にしてください。

わが家の擁壁チェックシート：

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001466510.pdf>

— 「がけ」と建築物 —

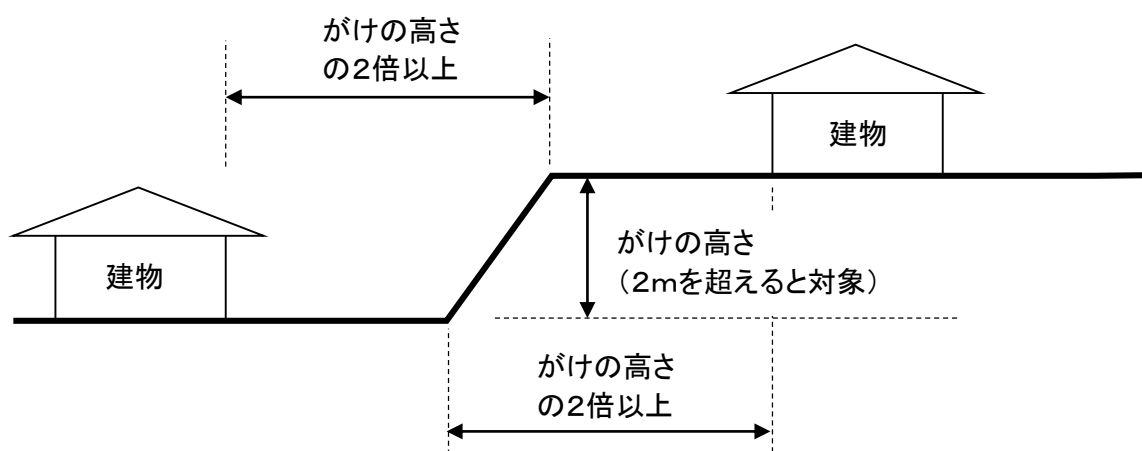
「がけ」とは、宅地造成等規制法施行令によれば「**地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地**」と規定されており、「がけ」の上や下に建築物を建てる場合は、愛知県建築基準条例第8条（がけ付近の建築物）で建築物の位置等に制限があります。

安全が確認できない擁壁は、「がけ」として扱われる場合があります。

【愛知県建築基準条例第8条（がけ付近の建築物）】

建築物の敷地が、高さ2mを超えるがけに接し、又は近接する場合は、がけの上にあってはがけの下端から、がけの下にあってはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

ただし、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りではない。



宅地造成工事規制区域内で行われる工事で、一定面積や高さを超える規模の造成工事を行う場合は、手続きが必要となりますので、下記までお問合せください。

お問合せ先

春日井市まちづくり推進部

建築指導課開発指導担当 85-6327